

大分市ひとり親家庭学士等取得支援給付金事業

市内居住のひとり親家庭の親がキャリアアップを目指して学士号等を取得する場合に、大学の入学金及び授業料の一部を助成します。

1. 対象となる方

市内に住所を有するひとり親家庭の親であり、かつ次の①から⑥のすべての要件に該当する方

- ① 母子・父子自立支援プログラムの策定又はその他の自立に向けた支援を受けていること。
- ② 学士等の学位を取得することが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- ③ 過去において、当給付金の支給を受けた者でないこと。
- ④ 既に学士・修士・博士の学位を取得している者でないこと。
- ⑤ 教育訓練給付金の支給対象でないこと。
- ⑥ 高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の支給対象でないこと。
(入学後、利用が決まった場合は支給対象外となります。
また、関係機関に照会を行うことがあります。)

2. 対象課程

大学または短期大学（夜間および通信制大学、通信制短期大学を含む）
※専門資格の取得を目的とする課程は除きます。（例：大学の看護学科等）

3. 給付金の額

入学金・授業料の合計金額の **6割**
(上限額：修学年数に40万円を乗じて得た額) ※160万円を超えるときは、160万円

4. 事前相談

修学開始前に、事前相談が必要です。

事前に、子育て支援課窓口で当該事業の対象となるか等相談をした上で、対象課程の指定を受けてください。

5. 修学課程指定申請

修学開始前までに指定を受けます

申請に必要なもの

	必要書類	備考
1	学士等取得支援給付金修学課程指定申請書（様式第5号）	
2	申請者及び子の戸籍謄本又は戸籍抄本	
3	世帯全員の住民票の写し	
4	母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類	※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。
5	修学課程の詳細や入学金・授業料が書かれたパンフレット	

※ 審査後、対象課程の指定を行った場合には「学士等取得支援給付金修学課程指定通知書」にて通知します。

6. 給付金の申請（対象課程の指定を受けた方）

◎進学时…各年次が修了してから **30日以内**に申請が必要です

	必要書類	備考
1	学士等取得支援給付金支給申請書兼請求書（様式第7号）	
2	申請者及び児童の戸籍謄本又は戸籍抄本	
3	世帯全員の住民票の写し	
4	母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類	※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。
5	在学証明書	大学の長が証明したもの
6	成績証明書	通知表等
7	修学課程指定通知書の写し	修学前に市から送付された指定通知書
8	入学金および授業料の領収書の写し	大学の長が発行したもの

※入学金は1年生の修了時に支給します。

※授業料については各年次修了後に支給します。



◎卒業時…卒業から **30日以内**に申請が必要です

	必 要 書 類	備 考
1	学士等取得支援給付金支給申請書兼請求書（様式第7号）	
2	申請者及び児童の戸籍謄本又は戸籍抄本	
3	世帯全員の住民票の写し	
4	母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類	※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。
5	卒業証明書	大学の長が証明したもの
5	修学課程指定通知書の写し	修学前に市から送付された指定通知書
7	授業料の領収書の写し	大学の長が発行したもの

7. 受給できない場合

修学課程指定申請後、次のような変化があった場合は、事由発生後14日以内に下記までご連絡ください。

- ・ 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった時（結婚した等の理由による）
- ・ 大分市から転出したとき
- ・ 修学を取りやめた等の支給要件に該当しなくなったとき
- ・ 高等教育の修学支援新制度の受給が決定したとき

また、偽りその他不正な手段により給付金を受けた場合は、その全額を返還していただきます。

〈お問い合わせ先〉 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
大分市子育て支援課 管理・自立支援担当班
TEL 097-537-5619（直通）